

れるんだ、存立危機事態を宣言できるんだというふうには私なんかは受け取るんですけれども、そこが心配であります。

終了しましたのでこれで終わりますが、今後とも議論を深めさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○浜田委員長 次に、太田和美君。

○太田（和）委員 維新の党の太田和美でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

総理、先日の本会議でも私は指摘をさせていただきました。今回のこの法改正は、余りにも女性の理解が少ないと言わざるを得ません。女性は、妻であり、母であり、戦地に夫や子供を送り込みたくない、家族を戦争に巻き込またくないという思いは、強く感情的に母性として持っていると思えます。ましてや、この法案について説明不足で、なかなか理解が進んでいない状態では、本当に心配で心配でなりません。

まず、冒頭にお尋ねをしたいのが、総理はなぜこの法改正が女性に支持をされていないのか、そのことについていかが思えますか。

○安倍内閣総理大臣 これは、女性、男性にかかわらず、いわば日本人は、絶対に戦争に巻き込まれたくない、戦争の惨禍を二度と繰り返してはならない、こういう誓いのもと、戦後七十年の歩みを進めてきたわけでございます。まさに国民の命と幸せな暮らしを守るための法整備であります。

しかし、この法改正自体の中には、例えば、集団的自衛権の一部行使容認というのは、これは憲法の変更にありまして、憲法との関係にお

ける法理的な説明がこれは多々あるということもあるわけでございます。これは、女性ということに限らないわけですが、残念ながらまだ国民の理解が進んでいないという状況にあるわけでありまして、この委員会を通じて、国民的な理解を深めていきたい、このように思っております。

○太田（和）委員 今総理からお話ございましたように、この法整備によって、これまでできなかったとされてきた集団的自衛権に基づく武力行使がこれからできるようになってくるわけです。すなわち、存立危機事態でございますが、この存立危機事態とは一体どういうものなのか。自衛隊は、地球の裏側でも武力をこれから行使することになるのか。また、今回の改正によって拡大される自衛隊の武器使用によって、平和に貢献するつもりが紛争を助長することになってしまうのではないかと、そういう疑問を国民の多くの皆さんが持っているわけです。

この審議を通じて、ぜひ総理にお願いしたいのが、国民の皆さんにわかりやすいようにこの審議を進めていただきたいと思うんです。

先日から始まった審議であります。我が党の議員に対して、中谷大臣、おわびの言葉がございましたが、やはり真摯な態度でこの審議に立ち向かっていただきたという事を冒頭まずお願いさせていただきますと思います。

そこで、本日は、他国領域における武力行使についてお伺いをさせていただきますというふうに思っています。

他国領域における武力行使というと、一般の人

からいえば、これはもう海外で戦争が行えるのではないかと、そういうふうには捉えてしまう人もいます。いかがでしょうか。

今回の法整備の中でもこの不安が大きいところだと思えますが、ここはすぐく大事どころなので、もう一度これまでの答弁を確認させていただきたいと思えます。

政府は、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであり、憲法上許されないと答弁を繰り返されていますが、今後もこの答弁を繰り返すことはしないでしょうか。これは確認なので、簡潔にお願いします。

○安倍内閣総理大臣 今回のいわば武力行使、武力行使というのは集団的自衛権に伴う武力行使であります。これはまさに三要件の上における武力行使でありまして、それは、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、そして幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるか……（太田（和）委員「簡潔にお願いします」と呼ぶ）これは国民の皆様にはわかりやすく御説明する必要があります。ここは大切どころでありますから、ここを述べなければこれは入れられないわけでございます。ここが大切なところでございます。つまり、その中において、かつ、必要最小限度の実力行使にとどまるべきことというのがあるわけでございます。

もちろん、第二要件は、他に適当な手段がないということがありまして、その上にも、

国の存立を全うし、国民を守るためということがついているわけでありまして、当然、これは繰り返して述べている、答弁したことは当然変わらないということでございます。

○太田（和）委員 総理、答弁の確認だけなので、簡潔にお願いいたしますと云ったので、イエスカノーだけでよかったです。済みません、これから真摯にお願いします。

では、お伺いします。

一般にということとは、これは、総理、例外もあるわけですよ。

中谷防衛大臣は、一般に海外派兵は禁じられているとした上で、しかし、武力行使の新三要件に合致すれば、他国の中で基地攻撃することもあり得るという例外を述べられています。

さらに、今回の法改正では、存立危機事態の一事例として、ホルムズ海峡にまかれた機雷について、自衛の措置としての武力行使の新三要件を満たせば、自衛隊の部隊が例えば思わぬ領域内であっても掃海できる可能性があるということを例外として示されているわけです。

では、ここで中谷大臣にお伺いをしたいんですが、この二つの事例について、海外派兵は一般に憲法上許されないのに例外とする理由について、それぞれ改めて、テレビを見ていらつしやる国民の皆さんに御説明をしていただきたいと思っております。○中谷国務大臣 海外派兵とは、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領域へ派遣することであり、これは、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないこと

解してまいりました。

その上で、他国の領域における武力行動であつて新三要件に該当するものがあるとすれば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないわけではありません。

この点を含めて、海外派兵についての従来からの政府の立場は、新三要件のもとでも一切変更されることではございません。

総理が例に挙げておられますホルムズ海峡における機雷掃海、これは他国の領域における武力行使に該当し得ますが、新三要件に該当する場合には、外国の領域で武力行使を行うことが憲法上容認をされるといふことでございます。

○太田（和）委員 やはりわかりにくいですね。例外と一般の違いが何かということをお尋ねしていたわけでありませぬ。

総理は、機雷掃海について、受動的、限定的であるとして、これを例外とされました。

この受動的、限定的というのは、本日お二方の議員からも質問がありましたけれども、この新三要件にも入っていませんし、昨年七月一日の閣議決定にも含まれていませんでした。とても違和感があります。

受動的、限定的というとかいかにも法律らしく聞かれますが、これは、自衛隊法九十五条の武器等防護が合憲であることを説明するために、憲法解釈において使われた言葉だということです。その際は、破壊、奪取から武器を防護するので受動的と説明したのだと思います。しかし、領域内での停戦後の機雷掃海は、国際法上、武力行使と

みなされているわけですから、日本が攻撃を受けていないのに機雷掃海をするということは、これは、能動的な行動であつて受動的ではないのではないのでしょうか。

このように、勝手な解釈によって例外を認めるとどんどんどんどん例外がふえていってしまうのではないかなというふうに思います。この違いについて、総理、答弁をお願いします。

○中谷国務大臣 九十五条で、受動的かつ限定的という言葉がございますが、これは武器等の防護と呼ばれる権限の話でございます。機雷の作業等におきましては、これは、やはり、私の考えとしてはましては、機雷を埋設するというのではなくて除去をするというわけでございますので、機雷の除去については受動的な、限定的な行動であると私は思っております。

○太田（和）委員 アメリカでは機雷掃海は、これは能動的なものとしてとられていると思えます。なぜ日本だけ受動的なんですか。

○中谷国務大臣 機雷の掃海は、国際法上の分類に従えば、一般に武力の行使に該当するものであります。その実態は、純粹に水中の危険物から民間船舶を防護し、その安全な航行を確保することを目的とするものでありまして、その性質上もあくまでも受動的かつ限定的な行為であります。

また、海上自衛隊の掃海艦艇は、機雷に反応しないように、船体は、木またはプラスチック、これでできております。かつ、機雷処分用の機関銃を除けば、自己防護用の装備さえ持っておりません。このため、外部からの攻撃に非常に脆弱です。

したがって、このような掃海艦艇による機雷掃海は、戦闘が現に継続しているような場所では円滑に実施することが困難でありまして、掃海活動での現場で、他国部隊と戦闘状態に入ることは想定をされません。

ということですが、近年においての機雷の掃海を行った直接のきっかけとしても、紛争がエスカレートしたといったような事例はないと承知をしておりますので、受動的、限定的なものということでございます。

○太田（和）委員 済みません。なかなかやはり、テレビを見ている国民の皆さんはわからないと思いますよ。

先ほど私が指摘させていただいたように、一般には許されないけれども、今回、例外として機雷掃海は認める。この機雷掃海が、今までの、政府が言うには三要件は歯どめだというふうに言いましたけれども、その三要件の中にも入っていない、そして閣議決定の中にも入っていない。要は、総理は、おとこの本会議で、審議の中で、集団的自衛権の行使が可能となる存立危機事態の認定について、個別具体的な状況に即し、政府が全ての情報を総合して、客観的、合理的に判断するとして、厳格な判断基準を示されませんでした。

つまり、行使は政府の裁量に任せられるということが明らかになったんではないでしょうか。例外の設定ともども、この基準が曖昧であり、どんどんどんどんと広がっていったらというのを国民の皆さんは本当に心配に思っているんです。

総理、答弁をお願いします。

○安倍内閣総理大臣 これはまさに明確な定義があるわけでありまして、それは、憲法との関係において、先ほど来申し上げておりますように、三要件でございます。

三要件、集団的自衛権を、いわば自衛権を行使する場合、個別的自衛権もそうありますが、この新三要件において武力が行使できるということになっていくわけでありまして、これはまさに、我が国に武力攻撃が起こった、あるいは、我が国と密接な関係にある国に武力攻撃が起こり、かつ、そのことによつて国の存立が脅かされ、そして国民の生命、そしてまた自由や幸福追求の権利が根底から覆されるおそれがある、こういうことあります。

そして、これを排除し、国の存立を全うして、国民を守るために他に適当な手段がないとき、必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、この三要件があるわけでございます。第一要件について、どのような状況がそれに当たるのかということにおいては、そのままでは、すなわち、その状況のもと、武力を用いた対処をしなければ、国民に対して、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況であるということを用いるものでありまして、この要件に該当するか否かは、事態の個別具体的な状況に即して、主に攻撃国の意思、能力、そして事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮して、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむることになる犠牲の深刻性、重大性などから判断をしていくことになるわけでございます。

ます。

○太田（和）委員 総理、やはりわかりづらいです。国民の皆さんは、これで理解してくれる人なんかいないですよ。理解してもらって、皆さんの不安を払拭するための審議であると私は思っています。

女性はもちろん、全ての国民に理解されて不安がなくなるような、解釈ではなく、客観的な基準で認定できるようにしていかなきやいけないんですよ。小さくこの法案を法改正して大きく産むというようなことも、これ漏れ聞こえてくるんです。そういうことをすごく皆さんは心配に思っていますので、この歯どめについて、真摯にこれから答弁に答えていただくことをお願い申し上げます。私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○浜田委員長 次に、志位和夫君。

○志位委員 私は、昨日に引き続き、日本共産党を代表して、安倍総理に質問いたします。

昨日は、武力行使を行っている米軍等への軍事支援、いわゆる後方支援の問題点の究明をいたしました。

きょうは、引き続きまして、PKO改定法案の問題点、そして集団的自衛権の問題について、総理の基本姿勢をただしていきたいと思っております。

第二の問題に入ります。

政府が提出したPKO法改定法案、国連平和協力法改定法案にも重大な問題点があります。とりわけ、この法改定によつて、国連が統括しない、PKOとは関係のない活動にも自衛隊を派兵する